



R5. 4. 1
START

小山町賑わい商業創出 支援事業助成金

居住地は町外であっても
町内で事業を営む予定で
あれば対象となります。

町内で起業・事業承継・第二創業・新分野進出・新商品
開発を行っていただける事業者に助成金を交付します。

対象

町内に事業所を置き賑わい商業を営む者
(日本標準産業分類大分類「卸売業, 小売業」又は
「宿泊業, 飲食サービス業」に該当する事業が対象)

- ◆起業若しくは事業継承により経営者となる者又は中小企業者
- ◆小山町商工会の会員である者又は交付決定後に会員となる見込みである者

助成額

◆起業

交付対象経費の 1/2、上限最大 150 万円

◆事業承継・第二創業・新分野進出

交付対象経費の 1/2、上限最大 100 万円

◆新商品開発

交付対象経費の 1/2、上限最大 20 万円

※定住の有無により上限額が変わります。

詳細については担当まで
お問い合わせください。

お問い合わせ

小山町役場 商工振興課 商工振興班

電話 0550-76-6111